

令和3年度  
秋田地方最低賃金審議会  
第1回秋田県最低賃金専門部会  
議事次第及び資料項目

令和3年7月26日（月）  
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- （2）秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
- （3）秋田県最低賃金の金額審議について
- （4）今後の専門部会の開催日程について
- （5）その他

資 料

- 1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
- 3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程（案）

秋田地方最低賃金審議会  
秋田県最低賃金専門部会委員名簿

\*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	あかさか かおる 赤坂 薫	弁護士
	うすき ともあき 臼木 智昭	秋田大学 准教授
	ながき かずゆき 長岐 和行	弁護士
労働者代表	いのうえ まさかつ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	ごとう まさふみ 後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	さとう しんゆき 佐藤 伸幸	連合秋田 副事務局長
使用者代表	ときた ゆうじ 時田 祐司	時田電気工業(株) 代表取締役社長
	ほりえ じゅうきゆう 堀江 重久	(株)ホリエ 代表取締役
	わき まさお 脇 正雄	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
任期	令和3年7月15日 ～ 専門部会廃止まで	

## 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

令和 3年 7月 26日

氏名		
所属する事業所名		所属事業所の役職名
所属する労働組合名		所属労働組合の役職名
所属事業所の業務内容	労働組合の地方センター	
意見内容	所属している労働組合の組織状況について	別紙に記載しました
	あなたが所属する企業における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました
	あなたが所属する労働組合に所属する産業全体における賃金動向について（分かる範囲内で）	別紙に記載しました
	秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	別紙に記載しました
	その他、ご意見、ご要望等がございましたらご自由に述べてください。	別紙に記載しました

資料ある場合は添付してください。

書ききれない場合は、別紙にご記入ください。

## 地域最低賃金引き上げに関する意見陳述

### 1. はじめに

■■■■の■■■■です。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申し上げます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

■■■■は■■■■の結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化を図ることを追求してきました。また、■■■■は医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣などいわゆる非正規労働者も多く含まれています。この非正規労働者は、■■■■の構成組織である中央官庁及び地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められていると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定される「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、審議を行ってくださるようお願い申し上げます。

### 2. 最低賃金の改善で生存権保障を

新型コロナウイルスの感染拡大のなか、非常事態宣言等により営業時間の短縮・休業、自粛が長くなり、経済活動が縮小しています。これに対する補償制度が不十分であり、労働者の雇用が脅かされ、収入が激減する状況が生まれました。特に低賃金となっている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。コロナウイルスのまん延にあつて、国民のくらしを支え続けるエッセンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定雇用による将来不安、低賃金と格差の拡大、貧困化がかつてなく進行しています。喫緊に求められるのはコロナ禍が収束するまでの労働者への賃金・収入の補償です。さらに中小企業や個人事業主が営業を継続できる固定費の補償であり、社会保険料や消費税などの大胆な減免措置の断行です。これらは、単なる景気回復ではなく国民の生存権を守る緊急施策として、簡易に、迅速に、確実に実行される必要があると考えます。

最低賃金近傍（最低賃金×1.15未満）で働く労働者のうち、女性労働者の22.51%（約301万人）、女性のパート労働者41.2%（238万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっています。産業別ではいわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多く、卸売り・小売業で働く女性労働者の34.48%。宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金の労働者となっています。

金融広報委員会の「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、単身世帯の38%、2人以上世帯の23.6%が貯蓄ゼロとなっています。コロナ禍は、こうした低所得の世帯に深刻な影響を与えています。

社会生活の基礎を担う労働の対価として、現行の最低賃金は十分な金額であると言えるのでしょうか。審議会において最低賃金がどうあるべきなのかを真摯に検討いただき、大幅な引き上げを実現し、生存権保障に耐えうる水準で「労働者の生活の安定」（最低賃金法第1条）に資する水準に引き上げていただきたいと思います。

### 3. 独立して生計を営める賃金水準を目指してください

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり792円です。ひと月173.8時間（一カ月の平均法定労働時間）働いたとすれば137,650円（端数四捨五入）です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは11~12万円程にしかありません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいえないと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。家計を支える立場の労働者でも非正規雇用となっており、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス（一時金）がないか、あっても少額にとどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

### 4. 地域間格差解消は待ったなしの課題です。しかも、全国の生計費に大きな差はありません。秋田で働く労働者の尊厳を取り戻すためにも格差解消を。

地域間格差は大きな問題です。もともと金額の高い東京は時間額1,013円です。10年前の東京と秋田の格差は190円/時でしたが、現状は221円/時に広がっています。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金であることに加え、昨年全国最下位となったことは、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民間問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。最低賃金の格差は、賃金の高い都市部に労働者が出ていくことを引き起こしています。都市部から秋田に積極的に職を求めるといふ事も考えづらい状況です。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

は東北6県をはじめ全国各地で「最低生計費試算調査」を行いました。現在23都道府県で結果が出ています。この調査は「マーケットバスケット方式」を採用し、生存ギリギリではなく、人間らしく暮らせる「あるべき生計費」を試算しています。具体的には「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを「必需品」として把握し、それらを「価格調査」して、下から3割の価格を「つつましくも許容できる水準」として計算し、

国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出しています。食費、住宅費など必要項目を積み上げて「最低生計費」を算出しています。

首都圏など都市部は「住居費」が高い一方「交通費」は低い、秋田県など地方の場合は「住居費」は低いものの、公共交通機関が不便であることなどの事情で中古でも自家用車を保有せざるを得ず、その購入・維持経費（「交通費」）が高いというように、地域によって「個性」が出てきますが、相殺されトータルな生計費に大きな差が出ていないのが特徴です。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22～24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、厚生労働省が用いている月173.8労働時間で換算すると時給1300～1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。

私たちは全国一律最賃制の実現、時間額1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。

#### 5. 最賃引き上げの経済効果は高い。中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を国に求めてください

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。コロナ禍で十分な補償が行われなかったことで飲食・宿泊業を中心に雇用が失われるという事態になりましたが、最低賃金の引き上げと失業率には相関関係があるとは言えません。また、労働運動総合研究所が本年1月に発表した提言では、最低賃金1500円の引き上げは国内生産を26.7兆円、付加価値を13兆円増やし、169.5万人分の新たな雇用を生み出し、税収を2.48兆円増加させるとの試算を発表しました。最低賃金の引き上げを含む賃金の引き上げは企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内清算が誘発され、企業経営にプラスとなるなど、大きな経済効果を生むとしています。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、2019年の消費税10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け木尾業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長く続けさせられていることから消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。こうしたことがデフレを脱却できない要因にもなっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。

こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切であると考えます。

#### 6. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

██████は本年2月、県内25市町村議会に最低賃金の改善に関する意見書採択を求める陳情を行いました。その内容は「最賃を早期に1000円以上とし1500円をめざすこと、地域間格差を解消し全国一律にすること、中小企業の経営支援を万全にすること」を柱にしており、「1500円」「全国一律」を明記したことが特徴です。この陳情は半数の議会で採択いただき意見書として政府に発せられました。秋田県知事は今年も政府に対し「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を据え、「雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などについて、最低賃金に係る目安制度の見直しとともに、中小企業に対するフォローアップを行うこと」を要請されました。本年5月、日本弁護士会連合会は「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を出されました。秋田弁護士会も「最低賃金の大幅引き上げを求める会長声明」を発表されました。全国知事会も最賃の引上げについて「地域間格差解消と引き上げ」を要望しています。さらには、政権与党である自由民主党国会議員の皆さんが「最低賃金の全国一元化を求める議員連盟」を結成され、最低賃金の引き上げと全国一律制の実現に関して提言を出されています。最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。7月16日、中央最低賃金審議会は本年度の改定にあたり、すべてのランクで「28円」引き上げる「目安」を示しました。すべてのランクが同額であった事は金額で格差を広げないという考え方であると評価できますが、その水準は依然低く格差も大きいままです。まして、秋田県は全国最下位であり、目安のままではなく、さらに改善されなくてはならないと考えます。

#### 8. まとめ

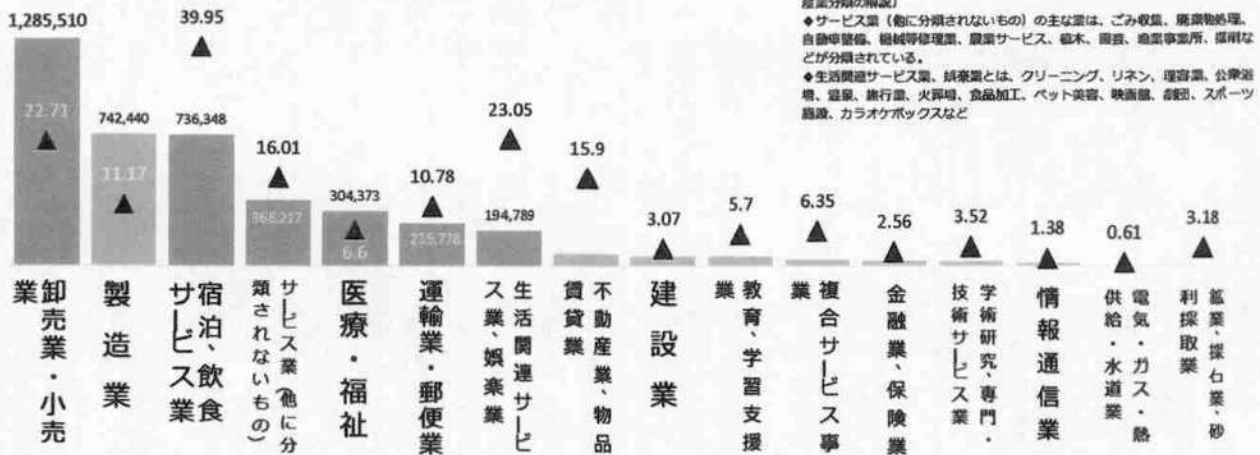
2021年の地域別最低賃金の改定にあたり、「最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引き上げを実現すること」「全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること」「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化することを審議会の意見として表明すること」を求めます。よろしく願いいたします。

以上

## 最低賃金近傍で働く労働者の割合（産業大分類）

○ エッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多い。卸売・小売業で働く労働者の22.71%（約129万人）、宿泊・飲食サービス業の39.95%（約74万人）、医療・福祉の6.6%（約30万人）、運輸業・郵便業の10.78%（約24万人）は最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

最低賃金近傍で働く労働者とは、最低賃金×1.15未満の者



出典 2014年版の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータで分析。JILPT 資料シリーズNo.177（2016.5.30発行）の資料より展開

## 最低賃金近傍で働く労働者の割合（産業大分類）

○ 女性労働者の22.51%（約301万人、男性の2.7倍）、女性のパート労働者の41.20%（約238万人、男性の3.5倍）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

○ 産業別では、いわゆるエッセンシャルワーカーに最低賃金近傍で働く労働者が多い。卸売・小売業で働く女性労働者の34.48%（約98万人）、宿泊業・飲食サービス業で働く女性労働者の46.74%（約53万人）が最低賃金近傍で働く低賃金労働者となっている。

最低賃金近傍で働く労働者とは、最低賃金×1.15未満の者



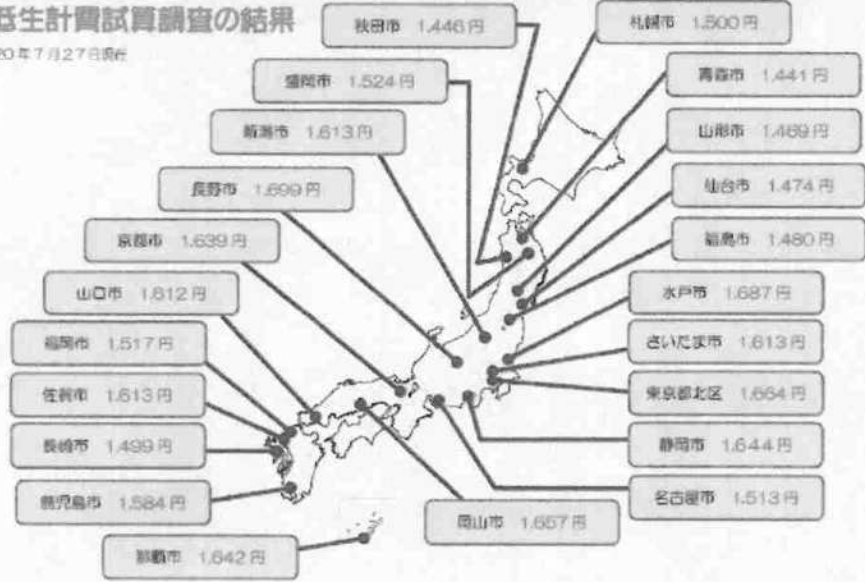
出典 2014年版の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」のデータで分析。JILPT 資料シリーズNo.177（2016.5.30発行）の資料より展開



# 全国どこでも変わらない生計費 男性・月150時間労働

## 最低生計費試算調査の結果

2020年7月27日発行

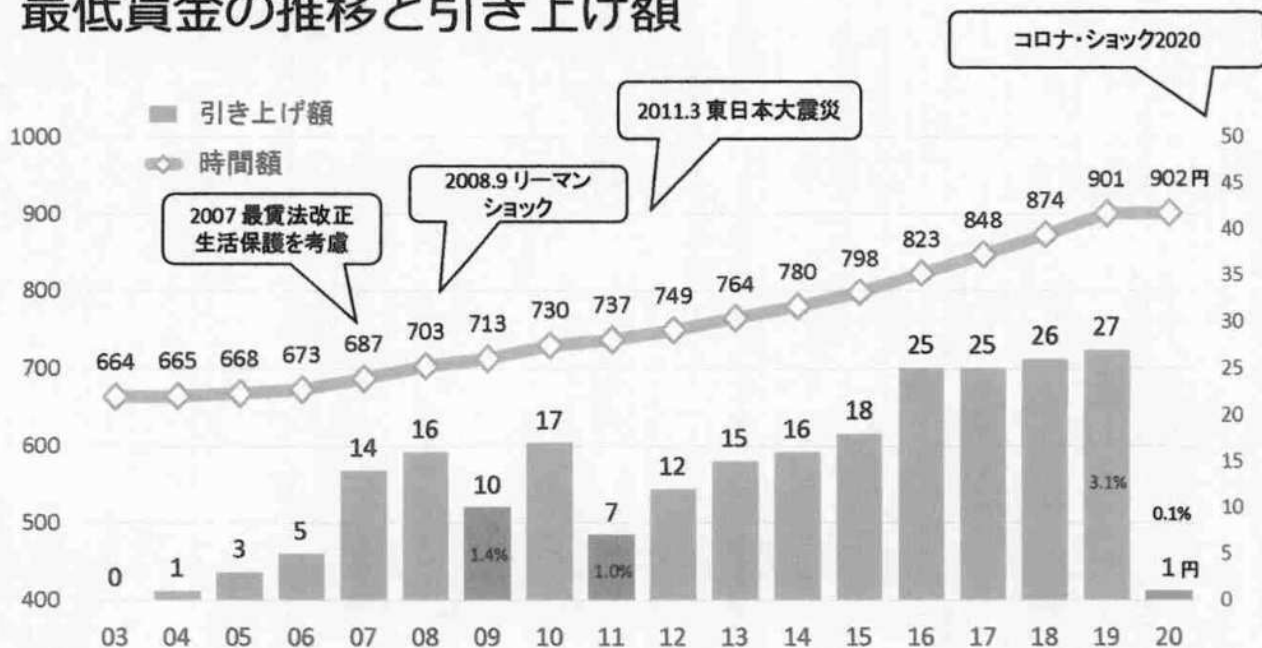


# 最賃が高い都市部に人口流出

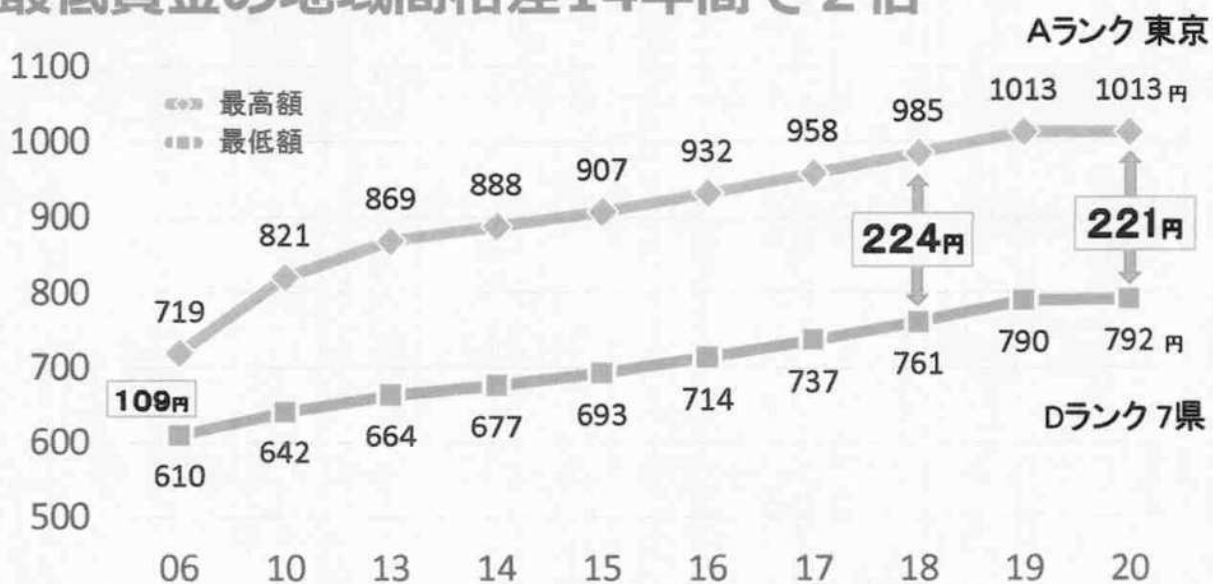
2019年 地域最低賃金と地域別人口の社会的増減



## 最低賃金の推移と引き上げ額



## 最低賃金の地域間格差14年間で2倍



---

---

### Ⅲ-11 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

---

---

#### 【提案・要望の内容】

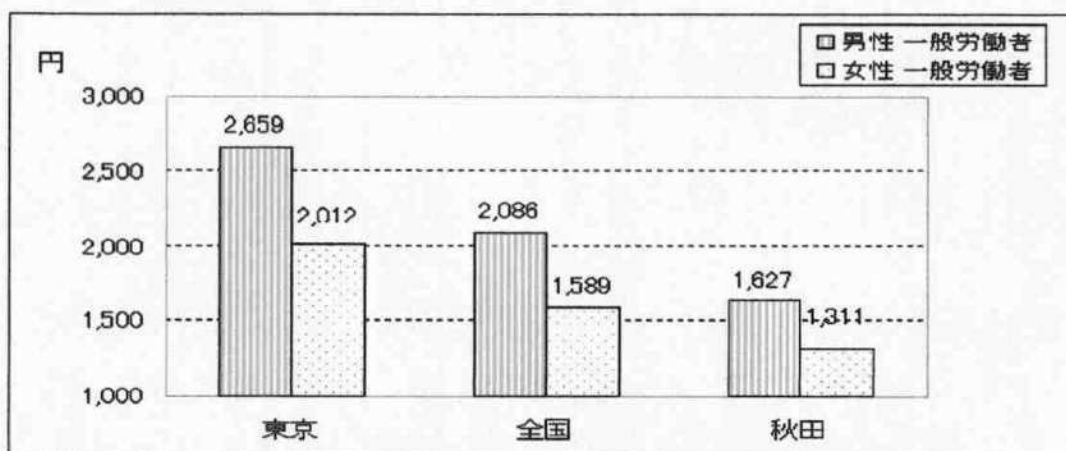
雇用における地域間格差の是正などに向けて、最低賃金に係る目安制度の見直しを行うとともに、地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを継続すること。

#### 【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準を始めとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。  
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費は持ち直しの動きが続き、製造業は全体として堅調な動きとなっているほか、有効求人倍率は高い水準で推移しているものの、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 地域別最低賃金に係るランク間の格差は、近年、僅かながら縮小したものの、都市部と地方の最低賃金の格差の解消にはほど遠いものがあることから、こうした地域間格差の是正に向けては、最低賃金に係る目安制度の見直しを行う必要があります。
- (3) 制度の見直しに当たっては、国のフォローアップ施策である「専門家派遣・相談等支援事業」や「業務改善助成金」などの支援制度の継続など、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化に向けた環境整備も併せて行う必要があります。

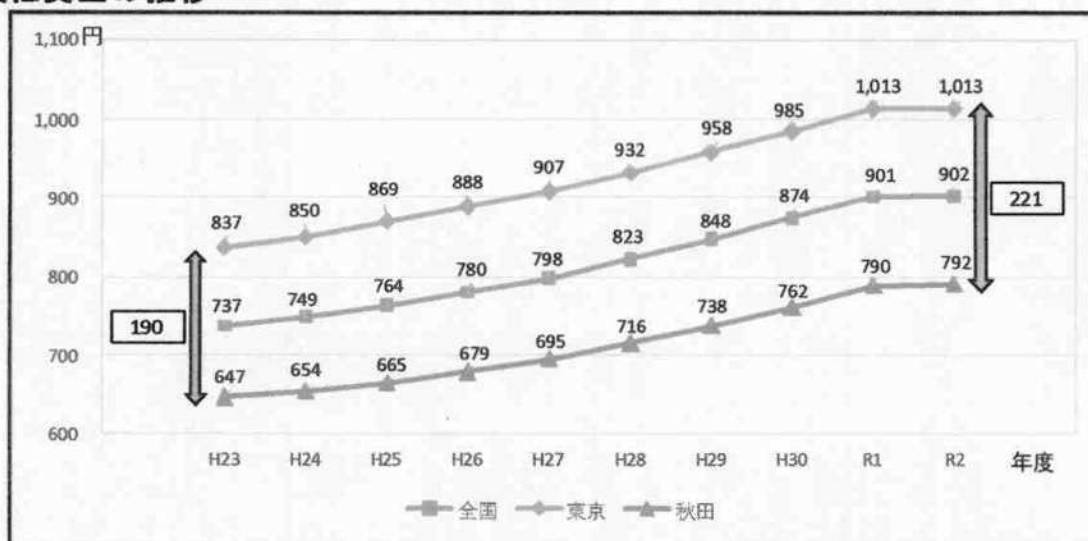
## 【参考資料】

### 1 1時間あたり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」)

### 2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

### 3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

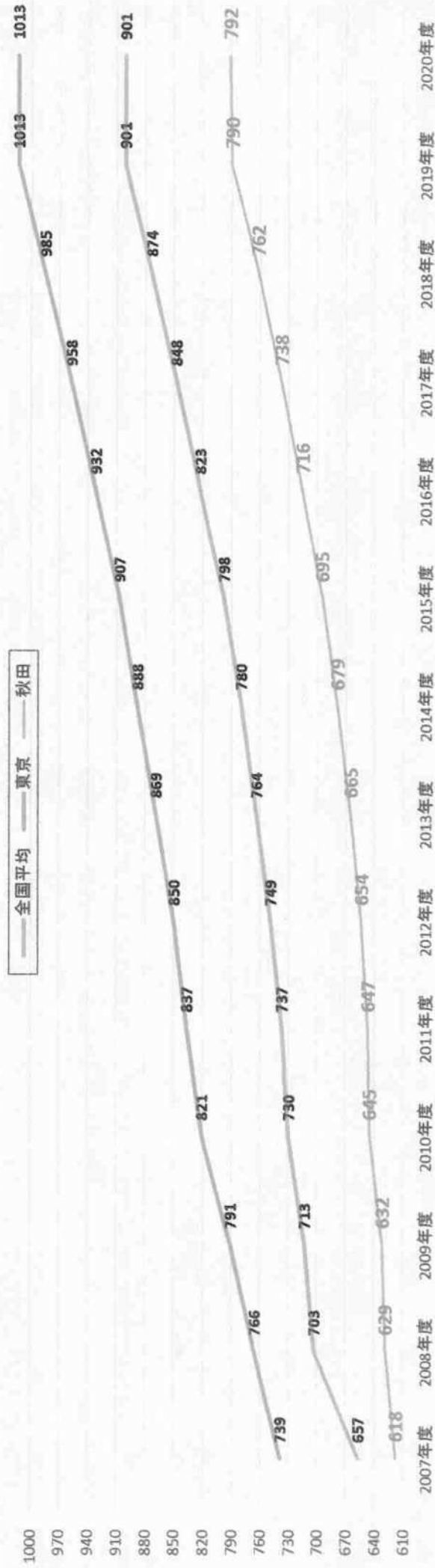
- ・中央及び地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定する。
- ・中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成20年の最賃法改正後は、生活保護基準額との整合性に配慮することになっている。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

秋田県

地域別最低賃金の年次別推移

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
全国平均	657	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	901
東京	739	766	791	821	837	850	869	888	907	932	958	985	1013	1013
北海道	654	667	678	691	705	719	734	748	764	786	810	835	861	861
秋田	618	629	632	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	792
青森	619	630	633	645	647	654	665	679	695	716	738	762	790	793
岩手	619	628	631	644	645	653	665	678	695	716	738	762	790	793
宮城	639	653	662	674	675	685	696	710	726	748	772	798	824	825
山形	620	629	631	645	647	654	665	680	696	717	739	763	790	793
福島	629	641	644	657	658	664	675	689	705	726	748	772	798	800



## 令和3年度 秋田地方最低賃金審議会日程（案）

日時	審議会名	場所	主な議題
7月26日（月） 午後1時30分～	第2回 秋田地方最低賃金審議会	秋田合同庁舎 第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目安伝達</li> <li>・賃金実態調査結果</li> <li>・部会長及び部会長代理の選出</li> <li>・参考人意見聴取</li> <li>・基本的考え方、金額審議</li> </ul>
同上 午後2時30分頃～ （本審終了後）	第1回 秋田県最低賃金専門部会		
8月3日（火） 午後1時30分～	第2回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額審議</li> </ul>
8月5日（木） 午後1時30分～	第3回 秋田県最低賃金専門部会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金額審議</li> </ul>
同上 午後3時00分頃～ （専門部会終了後）	第3回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会報告及び改正決定の答申について</li> <li>・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問</li> </ul>
予備日 8月6日（金） 午後1時30分～	第4回秋田県最低賃金専門部会、第4回秋田地方最低賃金審議会	秋田市文化会館 第7会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 8月5日答申がなかった場合</li> <li>専門部会：金額審議</li> <li>本審：専門部会報告及び改正決定の答申</li> </ul>
8月23日（月） 午前10時00分～	秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会	秋田合同庁舎 第2会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定最低賃金改正の必要性の有無について（8月5日答申がなかった場合、8月24日へ変更）</li> </ul>
同上 午前10時30分頃～ （特別小委員会終了後）	第4回 秋田地方最低賃金審議会	第1会議室（5階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異議審（8月5日答申がなかった場合、8月24日へ変更）</li> </ul>